

太良町分別収集計画資料

(第6期)

(平成23年度～平成27年度)

平成22年8月

太 良 町

平成21年度 分別基準適合物等の収集実績量

(単位:t/年)

区 分	21年度収集実績量
主としてスチール製の容器	28
主としてアルミ製の容器	9
無色のガラス製容器	31
茶色のガラス製容器	37
その他のガラス製容器	1
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	0
主として段ボール製の容器	90
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	5
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	17
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの(白色トレイを含む。)	8
計:(A)	226

区 分	21年度収集実績量
可燃物	1,681
不燃物	72
その他金属類	32
新聞	50
雑誌	40
計:(B)	1,875

$$\text{合 計} : (A+B) = 226 \text{ t} + 1,875 \text{ t} = 2,101 \text{ t}$$

(平成21年度のごみ排出量)

◎各年度における容器包装廃棄物の排出量見込み (t/年) 算定方法

- 平成21年度のごみ排出量(町が関与していない自家処理量等は除く)に、市町村分別収集計画策定の手引きP29の表2-3-1の平均比率を乗じて平成23年度の排出量見込みとする。

$$2,101 \text{ t} \times 22.2\% (\text{※}) = 466 \text{ t}$$

※表2-3-1の容器包装全体の平均値

- 平成23年度の排出見込み量を平成23年度の予測人口で除して1人当たりの排出量を算定する。
- 平成24年度からは、該当年度の予測人口を乗じて排出量見込み量を算出する。

◎各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

- ・ 平成21年度の各品目別の収集量を平成21年4月1日現在の人口で除して品目ごとの1人当たりの原単位を算出する。
- ・ 各年度の人口予測を行い年度別ごとの推計人口を決定する。
- ・ 原単位に推計人口を乗じて各年度ごとの回収量を見込む。

◎人口予測

- ・ 平成17年度から平成22年度の住民基本台帳を基に平成23年度から平成27年度までの人口を推計する。
- ・ 各年度ごとの増減数は過去5年間の平均増減数（△161人）とする。

(単位：人／%)

基準日	人口	増減者数	増減率
H17.4.1	11,131	—	—
H18.4.1	10,961	△170	98.47%
H19.4.1	10,768	△193	98.24%
H20.4.1	10,609	△159	98.52%
H21.4.1	10,436	△173	98.37%
H22.4.1	10,327	△109	98.96%
平均	10,705	△161	98.51%

各年度ごとの推計人口

(単位：人／%)

基準日	人口	増減者数	増減率
H23.4.1	10,166	△161	98.4%
H24.4.1	10,005	△161	98.4%
H25.4.1	9,844	△161	98.4%
H26.4.1	9,683	△161	98.4%
H27.4.1	9,522	△161	98.3%

各年度における容器包装廃棄物の排出量見込み

(単位:t/年)

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
主としてスチール製の容器	28	28	27	27	26	26	25
主としてアルミ製の容器	9	9	9	9	8	8	8
無色のガラス製容器	31	31	30	30	29	29	28
茶色のガラス製容器	37	36	36	35	35	34	34
その他のガラス製容器	1	1	1	1	1	1	1
主として紙製の容器であって飲料を 充てんするためのもの(原材料として アルミニウムが利用されているものを 除く。)	0	0	0	0	0	0	0
主として段ボール製の容器	90	89	87	86	84	83	82
主として紙製の容器包装であって上 記以外のもの	5	5	5	5	5	5	5
主としてポリエチレンテレフタレート (PET)製の容器であって飲料、しょう ゆその他主務大臣が定める商品を充 てんするためのもの	17	17	16	16	16	16	15
主としてプラスチック製の容器包装で あって上記以外のもの(白色トレイを 含む。)	8	8	8	8	8	7	7